

第211号(令和7年10月3日発行)	発行日 5日、15日、25日
横浜市報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

## 目 次

頁

## [規則]

- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【みどり環境局水・土壤環境課】 3
- △ 横浜市民生委員の定数に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局地域支援課】 4

## [告示]

- △ 令和7年度横浜市一般会計補正予算(第1号)ほか1件の要領公表【財政局財政課】 5
- △ 横浜市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 6
- △ 指定地域密着型サービス事業者の指定の全部の効力の停止【健康福祉局介護事業指導課】 7
- △ 指定納付受託者の名称及び所在地の変更【みどり環境局公園緑地管理課】 8
- △ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】 9

## [公告]

- △ 市有地の売払いに関する一般競争入札の施行【財政局ファシリティマネジメント推進課】 15
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 18
- △ 公園の区域の変更【みどり環境局公園緑地管理課】 20
- △ 土地改良区の役員就退任の届出【みどり環境局農政推進課】 21
- △ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壤環境課】 22
- △ 同 【みどり環境局水・土壤環境課】 23
- △ 環境影響評価方法書の縦覧【みどり環境局環境影響評価課】 24
- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 25
- △ 排水設備指定工事店の指定の取消し【下水道河川局管路保全課】 26
- △ 横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更案の縦覧【建築局都市計画課】 27
- △ 横浜国際港都建設計画地区計画の市素案の公聴会の開催の中止【建築局都市計画課】 28
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 29
- △ 同 【建築局調整区域課】 30
- △ 建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】 31

△ 同	【建築局調整区域課】	32
△ 建築基準法に基づく指定道路の廃止 【建築局建築企画課】		33
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止 【建築局建築指導課】		34
△ 同	【建築局建築指導課】	35
△ 同	【建築局建築指導課】	36
△ 市有地の売払いに関する一般競争入札の施行 【港湾局港湾管財課】		37
[達]		
△ 横浜市保育所処務規程の一部改正 【こども青少年局保育・教育支援課】		39
△ 横浜市衛生研究所処務規程の一部改正 【医療局管理課】		40
[水道局]		
△ 水道局所有地の売払いに関する一般競争入札の施行 【資産活用課】		41
[交通局]		
△ 横浜市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程 【人事課】		44
[正誤]		46

---

## 規則

---

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第80号

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年3月横浜市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第11備考8中「K 0102 の 59」を「K 0102 — 3 の 18」に改める。

別表第12の2の備考5(2)中「K 0102 の 8」を「K 0102 — 1 の 7」に改め、同表の2の備考5(3)中「K 0102 の 10.2」を「K 0102 — 1 の 11.3」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

横浜市民生委員の定数に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第81号

横浜市民生委員の定数に関する条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市民生委員の定数に関する条例施行規則（平成27年3月横浜市規則第18号）の一部を次のように改正する。

本則中「4,214人」を「4,226人」に改める。

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

---

告示

---

横浜市告示第380号

令和7年度横浜市一般会計補正予算（第1号）ほか1件  
の要領公表

令和7年9月25日の市議会において議決を得た令和7年度横浜市一般会計補正予算（第1号）ほか1件の要領を、別冊のとおり公表する。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

## 横浜市告示第381号

## 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次とおり変更があった。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（令和3年7月横浜市告示第430号）により告示した内容の変更

変更年月 日	法人又は団体の 名称	主たる事務所又 は事業所の所在 地	寄附金税額控除の 対象となる日又は 期間
令和7年 8月8日	学校法人搜真バ プテスト学園	神奈川区栗田谷 42番43号	(新) 令和3年1月1 日から令和7年8 月4日まで及び令 和7年8月8日か ら令和12年8月7 日まで  (旧) 令和3年1月1 日から令和7年8 月4日まで

## 横浜市告示第382号

## 指定地域密着型サービス事業者の指定の全部の効力の停止

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10第8号の規定により、次のとおり指定地域密着型サービス事業者の指定の全部の効力を停止した。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定効力停止の範囲	指定効力停止期間	サービスの種類
リンク株式会社	優楽亭ディサービス 磯子区中原	磯子区中原一丁目2番3号	全部効力停止6か月間	令和7年10月1日から令和8年3月31日まで	地域密着型通所介護

横浜市告示第383号

指定納付受託者の名称及び所在地の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、指定納付受託者の名称及び所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

1 指定納付受託者の名称

(1) 変更前

ソニーペイメントサービス株式会社

(2) 変更後

S P . L I N K S 株式会社

2 指定納付受託者の住所又は事務所の所在地

(1) 変更前

東京都港区高輪1丁目3番13号

(2) 変更後

東京都港区芝浦3丁目1番1号

3 指定納付受託者に納付させる歳入

横浜市市民利用施設予約システムにおける登録料等

4 変更日

令和7年10月1日

## 横浜市告示第384号

## 保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を指定した。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
(仮称)台村市民の森	緑区台村町 703番の1 、 703番の2、 728番 、 733番から 736番まで、 738番、 739番、 741番から 743番まで 、 744番の1、 744番の3、 747番、 748番 、 749番の1、 750番の2、 754番、 756番 から 758番まで及び 1,140番の61	令和7年4月1日から
鴨居原市民の森	緑区鴨居町 2,517番の1 、 2,517番の8、 2,517番の9、 2,551番の1 、 2,551番の4、 2,551番の7から 2,551番の9まで、 2,579番の1及び 2,580番	令和7年4月1日から
新治市民の森	緑区新治町 858番の1 、 858番の4、 858番の8、 858番の9、 859番の1、 859番の2 、 860番、 864番、 868番、 869番、 870番の1から 870番の4まで、 871番の1から 871番の4まで、 872番の1、 872番の2、 873番、 874番、 875番の1、 875番の2、 876番から 879番まで、 8	令和7年4月1日から

80 番の 1 、 880 番の 2  
、 881 番の 1 から 881  
番の 3 まで、 882 番、  
883 番、 884 番の 2 、  
885 番の 1 、 885 番の  
2 、 886 番、 894 番の  
1 、 894 番の 8 、 898  
番の 6 、 901 番の 1 、  
901 番の 2 、 911 番の  
2 、 919 番の 3 、 920  
番の 1 、 920 番の 2 、  
928 番、 929 番の 1 、  
929 番の 2 、 931 番の  
1 、 933 番の 1 、 954  
番の 1 、 955 番の 1 、  
955 番の 2 、 983 番か  
ら 986 番まで、 990 番  
から 1,001 番まで、 1,0  
03 番の 1 から 1,003 番  
の 4 まで、 1,004 番か  
ら 1,008 番まで、 1,00  
9 番の 1 、 1,009 番の  
2 、 1,010 番、 1,011  
番、 1,013 番、 1,014  
番、 1,015 番の 1 から  
1,015 番の 3 まで、 1,0  
16 番の 4 から 1,016 番  
の 11 まで、 1,017 番か  
ら 1,023 番まで、 1,02  
3 番の 2 、 1,024 番の  
1 、 1,024 番の 2 、 1,0  
25 番の 1 、 1,025 番の  
9 、 1,026 番から 1,03  
9 番まで、 1,041 番の  
1 、 1,041 番の 7 、 1,0  
42 番から 1,045 番まで  
、 1,046 番の 1 、 1,04  
6 番の 2 、 1,048 番、  
1,050 番から 1,061 番  
まで、 1,069 番から 1,0

71 番まで、1,074 番から 1,076 番まで、1,078 番、1,080 番の 1、1,082 番の 1、1,082 番の 2、1,083 番、1,084 番、1,085 番の 1、1,085 番の 2、1,086 番の 2、1,089 番、1,093 番、1,094 番、1,096 番から 1,098 番まで、1,099 番の 1、1,099 番の 2、1,100 番、1,101 番の 3、1,104 番から 1,107 番まで、1,114 番の 1、1,114 番の 6、1,118 番、1,119 番の 1、1,119 番の 2、1,120 番、1,122 番の 1 から 1,122 番の 3 まで、1,123 番、1,125 番、1,126 番の 1、1,127 番の 2、1,129 番、1,130 番、1,132 番の 1、1,132 番の 2、1,133 番から 1,139 番まで、1,141 番、1,148 番から 1,150 番まで、1,151 番の 1、1,151 番の 2、1,152 番から 1,157 番まで、1,157 番、1,175 番、1,176 番の 1、1,176 番の 2、1,177 番の 1、1,177 番の 2、1,178 番、1,179 番、1,180 番の 1 から 1,180 番の 3 まで、1,181 番の 1、1,181 番の 2、1,183 番から 1,187 番まで、1,188 番の 1、1,188 番の 2、1,188

9 番、 1,190 番の 1 、  
1,190 番の 2 、 1,191  
番、 1,192 番の 1 、 1,1  
93 番の 11 、 1,194 番、  
1,199 番の 1 、 1,199  
番の 2 、 1,200 番、 1,2  
01 番の 1 、 1,209 番、  
1,211 番から 1,215 番  
まで、 1,216 番の 1 、  
1,216 番の 2 、 1,218  
番から 1,222 番まで、  
1,309 番の 1 、 1,309  
番の 2 、 1,310 番から  
1,313 番まで、 1,314  
番の 1 、 1,315 番から  
1,324 番まで、 1,326  
番から 1,335 番まで、  
1,336 番の 1 、 1,336  
番の 2 、 1,337 番の 5  
、 1,340 番、 1,341 番  
、 1,344 番から 1,347  
番まで、 1,348 番の 1  
、 1,348 番の 2 、 1,35  
0 番、 1,352 番、 1,35  
3 番、 1,359 番から 1,3  
65 番まで、 1,368 番か  
ら 1,371 番まで、 1,37  
6 番、 1,379 番から 1,3  
82 番まで、 1,383 番の  
1 、 1,383 番の 2 、 1,3  
84 番から 1,386 番まで  
、 1,388 番の 1 、 1,38  
9 番の 1 、 1,390 番、  
1,393 番、 1,394 番、  
1,396 番から 1,399 番  
まで、 1,402 番、 1,40  
3 番、 1,409 番、 1,41  
1 番の 1 、 1,411 番の  
2 、 1,413 番、 1,416  
番、 1,417 番、 1,429

	<p>番から 1,431 番まで、      1,432 番の 1 から 1,43      2 番の 3 まで、 1,433      番、 1,497 番の 3 、 1,4      97 番の 7 から 1,497 番      の 10 まで、 1,499 番の      1 、 1,499 番の 2 、 1,5      00 番、 1,501 番、 1,50      9 番、 1,511 番、 1,51      2 番、 1,516 番、 1,52      3 番、 1,530 番の 2 、      1,535 番、 1,536 番及      び 1,540 番から 1,542      番まで      緑区三保町 17 番の 5 、      24 番、 28 番の 1 、 29 番      、 30 番の 2 、 31 番、 32      番の 3 、 90 番、 91 番の      1 、 91 番の 2 、 137 番      の 13 、 137 番の 16 、 21      4 番の 1 、 214 番の 2      、 215 番の 1 、 222 番      の 1 、 1,148 番の 1 、      1,152 番の 1 、 1,152      番の 2 、 1,154 番、 1,1      55 番の 2 、 1,155 番の      4 、 1,156 番、 1,159      番の 1 、 1,159 番の 2      、 1,162 番、 1,168 番      の 3 、 1,169 番の 1 、      1,228 番の 2 、 2,815      番の 44 、 2,815 番の 81      、 2,815 番の 83 、 2,81      5 番の 97 、 2,815 番の      135 、 2,815 番の 144      、 2,815 番の 145 及び      2,815 番の 147</p>	
長津田宿市民の 森	緑区長津田町 2,344 番 の 1 、 2,353 番の 1 、 2,354 番の 1 、 2,354	令和7年4月1日から

番の2、2,356番、2,3 57番の1及び2,374番 の1
---------------------------------------

## 公 告

## 横浜市公告第547号

市有地の売払いに関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年10月3日

契約事務受任者

横浜市財政局長 松井伸明

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件名

市有地の売払い

## (2) 物件の所在等

物件番号	土地の所在	地目	地積 (m <sup>2</sup> )
2861	鶴見区浜町2丁目9番の17	宅地	43.15
2862	鶴見区浜町2丁目9番の19	宅地	34.63
2863	南区八幡町11番の2ほか	宅地 山林	1,630.26 ( 1,628.89 )
2864	保土ヶ谷区法泉三丁目315番の12	宅地	169.39
2865	港北区高田東四丁目824番の8	宅地	38.90
2866	栄区笠間二丁目873番の4	宅地	302.39
2867	栄区笠間二丁目875番の10	宅地	189.95
2868	栄区笠間二丁目875番の11	宅地	187.89
2869	栄区笠間二丁目875番の14	宅地	183.22
2870	泉区ゆめが丘64番の2	宅地	708.53

地積欄は、登記記録上の面積

ただし、物件番号2863番は地積測量図面積、( ) 内が登記記録上の面積

## (3) 最低売却価格

物件番号 2861 番	10,380,000 円
物件番号 2862 番	7,270,000 円
物件番号 2863 番	119,990,000 円
物件番号 2864 番	15,280,000 円
物件番号 2865 番	11,450,000 円
物件番号 2866 番	66,350,000 円
物件番号 2867 番	47,870,000 円
物件番号 2868 番	46,110,000 円

物 件 番 号 2869 番 53,450,000 円

物 件 番 号 2870 番 130,020,000 円

(4) 入札に付す条件

市有地公募売却事業一般競争入札売払募集要領（以下「募集要領」という。）による。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 横浜市の市有地一般競争入札売払への入札参加資格を停止されている者でないこと。
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条又は第7条に該当しない者であること。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の处分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体に該当しない者であること。

3 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和7年10月3日から令和7年11月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時まで）

(2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課ほか  
電話 045（671）2264

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和7年10月28日から令和7年11月11日まで

(2) 受付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課  
電話 045（671）2264

(3) 受付方法

書留郵便又は横浜市電子申請・届出システムによること。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札

令和7年12月4日まで

書留郵便で必着

(宛先) 中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファ  
シリティマネジメント推進部ファシリティマネジメ  
ント推進課

(2) 開札

令和7年12月9日

(所在) 中区本町6丁目50番地の10

(会場名) 横浜市役所会議室 みなと1、2、3

6 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、横浜市  
が発行する納付書により期限までに横浜市指定金融機関に納付し  
なければならない。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 募集要領における入札要領第8条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める売買契約書による契約書の作成を要する。

## 横浜市公告第548号

## 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー妙蓮寺店

港北区菊名一丁目9番33号

## (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

オーケー株式会社

代表取締役 二宮涼太郎

西区みなとみらい六丁目3番6号

## (3) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変更前	変更後
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり 収容台数 25台	位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり 収容台数 19台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり 面積 33m <sup>2</sup>	位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり 面積 33.30m <sup>2</sup>
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出書の添付図面（変更前）記載のとおり	位置 届出書の添付図面（変更後）記載のとおり

	容量 39.43 m <sup>3</sup>	容量 8.88 m <sup>3</sup>
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 入口2か所、出口2か所 位置 届出書の添付図面(変更前)記載のとおり	数 入口1か所、出口1か所 位置 届出書の添付図面(変更後)記載のとおり

(添付図面は省略)

(4) 変更する年月日

令和8年5月20日

(5) 変更する理由

営業計画変更のため

2 届出年月日

令和7年9月19日

3 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

## 横浜市公告第549号

## 公園の区域の変更

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり公園の区域を変更する。

その関係図面は、横浜市みどり環境局公園緑地部公園緑地管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

公園の名称	位置	変更に係る区域	面積		変更年月 日
			新	旧	
天王森泉公園	泉区和泉町 308番の1ほか	別図のとおり	39,171 m <sup>2</sup>	38,034 m <sup>2</sup>	令和7年10月3日

別図（省略）

横浜市公告第 550 号

土地改良区の役員就退任の届出

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、横浜市都筑区東方北部土地改良区から次のとおり役員が退任し、及び就任した旨の届出があった。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

1 退任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理事	都筑区折本町 1,803 番地	吉川秀雄

2 就任した役員の住所及び氏名

役員の別	住 所	氏 名
理事	都筑区池辺町 1,803 番地	吉川清一

横浜市公告第551号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和7年2月横浜市公告第85号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地  
中区錦町38番の8及び38番の9の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染状況調査の試料採取等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することを確認したため。

横浜市公告第552号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和7年6月横浜市公告第299号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

1 解除する形質変更時要届出区域の所在地

中区錦町38番の8の一部

2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふつ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

4 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染状況調査の試料採取等を省略して形質変更時要届出区域に指定された土地について、当該省略した調査の過程を改めて実施した結果、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合することを確認したため。

横浜市公告第 553 号

環境影響評価方法書の縦覧

横浜市環境影響評価条例（平成22年12月横浜市条例第46号。以下「条例」という。）第46条第2項において読み替えて適用される条例第17条第2項の規定に基づき、旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たなインターインジ整備事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の提出があったので、条例第18条第1項の規定に基づき、当該方法書の写しを次のとおり一般の縦覧に供する。

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、条例第20条第1項の規定に基づき、縦覧期間内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

1 条例第44条第1項の都市計画決定権者の名称

横浜市

2 都市計画対象事業の名称

旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道路を直結する新たな  
インターインジ整備事業

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

瀬谷区上瀬谷町、五貫目町、瀬谷町及び目黒町の各一部  
起点：瀬谷区瀬谷町  
終点：瀬谷区瀬谷町

4 縦覧場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市みどり環境局環境保全部環境影響評価課

瀬谷区二ツ橋町190番地

横浜市瀬谷区役所総務部区政推進課

東京都町田市森野2丁目2番22号

町田市環境資源部環境共生課

東京都町田市森野2丁目2番22号

町田市総務部法務課

東京都町田市金森4丁目5番6号

町田市市民部南市民センター

大和市下鶴間1丁目1番1号

大和市環境共生部環境・公害対策課

5 縦覧期間

令和7年10月3日から令和7年11月17日まで

横浜市公告第 554 号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和7年8月11日	11740	株式会社日成	熊谷幸雄	(新) 中区山元町3丁目126番地の6
				(旧) 中区山元町3丁目127番地

横浜市公告第 555 号

排水設備指定工事店の指定の取消し

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第9条第1項の規定に基づき、次の排水設備指定工事店の指定を取り消した。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

指定番号	名称	営業所所在地	取消年月日
30230	有限会社イワマ設備	相模原市緑区根小屋 2,573 番地の9	令和7年8月31日

横浜市公告第 556 号

横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更案の縦覧

横浜国際港都建設計画生産緑地地区の変更案を作成したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、その案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この案について意見がある関係住民又は利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

港南区日野南一丁目、旭区川井本町、都筑区東山田四丁目及び瀬谷区阿久和西三丁目地内

(3) 変更する部分

鶴見区下末吉六丁目、神奈川区神大寺二丁目、菅田町及び西寺尾二丁目、港南区日野四丁目、保土ヶ谷区上菅田町、旭区さちが丘、中希望が丘、東希望が丘及び本村町、港北区新吉田東八丁目、綱島台及び日吉本町六丁目、緑区台村町、青葉区あかね台一丁目、美しが丘西二丁目、荏田北一丁目、荏田西二丁目、荏田西三丁目及びすみよし台、都筑区池辺町、荏田東四丁目、荏田南三丁目、荏田南五丁目及びすみれが丘、戸塚区上矢部町、汲沢一丁目及び矢部町、栄区飯島町、泉区和泉中央南四丁目、岡津町及び中田西四丁目並びに瀬谷区相沢六丁目、北新、五貫目町及び中屋敷一丁目地内

3 縦覧期間

令和7年10月3日から令和7年10月17日まで

4 縦覧場所及び意見書提出先

中区本町6丁目50番地の10

横浜市建築局企画部都市計画課

5 都市計画図書写しの閲覧期間

令和7年10月3日から令和7年10月17日まで

6 都市計画図書写しの閲覧場所

横浜市ホームページ（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetstu/kenchiku/toshikeikaku/etsuduki/04-zyuran-h/houteijyuurann.html>）

横浜市公告第 557 号

横浜国際港都建設計画地区計画の市素案の公聴会の開催  
の中止

令和7年10月10日に横浜市中川西地区センタースポーツ館で開催を予定していた横浜国際港都建設計画地区計画の市素案に係る公聴会について、公述申出期間終了までに公述の申出書の提出がなかったので、横浜市都市計画公聴会規則（平成15年3月横浜市規則第36号）第9条の規定に基づき、公聴会の開催を中止する。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

横浜市公 告 第 558 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和6年9月20日第2024開601号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

西区高島一丁目1番2号

三井不動産レジデンシャル株式会社

執行役員横浜支店長 岡本達哉

東京都江東区新木場1丁目18番6号

三井ホーム株式会社

代表取締役社長 野島秀敏

3 開発区域に含まれる地域の名称

港南区上大岡東一丁目1,168番の60、1,168番の70から1,168番の72まで、1,804番の7の一部、1,804番の10から1,804番の12まで、1,805番の2の一部、1,805番の7の一部、1,805番の9の一部及び1,806番の3の一部

横浜市公 告 第 559 号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

1 開発許可年月日及び許可番号

令和7年2月27日第2024開105号

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中区北仲通4丁目45番地

グランデホーム株式会社

代表取締役 井上雄介

3 開発区域に含まれる地域の名称

鶴見区東寺尾北台 1,556番の2及び1,556番の17から1,556番の23まで

横浜市公告第 560 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

1 指定番号  
第2025・5・1号

2 指定年月日  
令和7年10月3日

3 道路の幅員  
5.50m

4 道路の延長  
21.10m

5 指定の場所  
南区中里四丁目 479番の1

6 申請者の氏名  
株式会社建新  
代表取締役 大口 隆弘

横浜市公告第 561 号

建築基準法に基づく道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

1 指定番号  
第2025・11・4号

2 指定年月日  
令和7年9月18日

3 道路の幅員  
4.50m

4 道路の延長  
16.24m

5 指定の場所  
港北区小机町1,164番の28

6 申請者の氏名  
デックス株式会社  
代表取締役 高山裕司

## 横浜市公告第562号

## 建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

道路の番号及び路線名	廃止年月日	道路の幅員	道路の延長	廃止の場所		備考
				起点	終点	
3・5・22号星川停車場線 市道三ツ沢第301号線	令和7年10月3日	m 11.0	m 約293	星川二 丁目	星川一 丁目	—
市道天王町第12号線	令和7年10月3日	m 6.0	m 約22.4	星川一 丁目	星川一 丁目	—

横浜市公告第 563 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

1 一部廃止する道路の指定番号

第40・71号

2 廃止年月日

令和7年9月25日

3 廃止部分の道路の幅員

4.50 m

4 廃止部分の道路の延長

6.00 m

5 廃止の場所

港南区日野三丁目 465番の4、465番の5の各一部

横浜市公 告 第 564 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

1 一部廃止する道路の指定番号

第41・168号

2 廃止年月日

令和7年9月17日

3 廃止部分の道路の幅員

8.00m

4 廃止部分の道路の延長

130.00m

5 廃止の場所

磯子区栗木一丁目43番の12地先から栗木一丁目66番の37地先まで

横浜市公告第 565 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

1 一部廃止する道路の指定番号

第41・21号

2 廃止年月日

令和7年9月18日

3 廃止部分の道路の幅員

4.50 m

4 廃止部分の道路の延長

99.45 m

5 廃止の場所

泉区下和泉四丁目 1,831番の8地先から 1,831番の15地先まで  
及び 1,831番の18地先から 1,831番の26地先まで

## 横浜市公告第566号

市有地の売払いに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年10月3日

契約事務受任者  
横浜市港湾局長 新保康裕

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件名

市有地の売払い

## (2) 物件の所在等

物件番号	土地の所在	地目	地積(m <sup>2</sup> )
2872	中区新山下三丁目7番222	宅地	201.98
2873	中区本牧ふ頭5番416外	宅地	392.46

地積欄は、登記記録上の面積

## (3) 最低売却価格

物件番号 2872 番 40,600,000 円

物件番号 2873 番 79,910,000 円

## (4) 入札に付す条件

市有地公募売却事業一般競争入札売払募集要領（以下「募集要領」という。）による。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 横浜市の市有地一般競争入札売払への入札参加資格を停止されている者でないこと。
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条又は第7条に該当しない者であること。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の处分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体に該当しない者であること。

## 3 募集要領の交付

## (1) 交付期間

令和7年10月3日から令和7年11月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時まで）

（2）交付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課ほか

電話 045（671）2264

4 入札参加申込の受付

（1）受付期間

令和7年10月28日から令和7年11月11日まで

（2）受付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課

電話 045（671）2264

（3）受付方法

書留郵便又は横浜市電子申請・届出システムによること。

5 入札及び開札の日時及び場所

（1）入札

令和7年12月4日まで

書留郵便で必着

（宛先）中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課

（2）開札

令和7年12月9日

（所在）中区本町6丁目50番地の10

（会場名）横浜市役所会議室 みなと1、2、3

6 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、横浜市が発行する納付書により期限までに横浜市指定金融機関に納付しなければならない。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

- （1）第2項の資格条件を満たさない者が行った入札
- （2）募集要領における入札要領第8条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市が定める売買契約書による契約書の作成を要する。

---

達

---

達第19号

庁中一般

横浜市保育所処務規程（昭和43年9月達第32号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

第3条第1項第6号中「200,000円」を「300,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この達は、公布の日から施行する。  
(適用)
- 2 この達による改正後の横浜市保育所処務規程第3条第1項第6号の規定は、令和7年10月1日から適用する。

達第20号

序中一般

横浜市衛生研究所処務規程（昭和34年3月達第11号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月3日

横浜市長 山中竹春

第5条第1項第8号中「600,000円」を「900,000円」に改める

。

同条第2項第13号中「100,000円」を「300,000円」に改める。

附 則

この達は、公布の日から施行する。

## 水道局

## 水道局公告第3号

水道局所有地の売払いに関する一般競争入札の施行  
次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年10月3日

横浜市水道事業管理者  
水道局長 山岡秀一

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 件名

水道局所有地の売払い

## (2) 物件の所在等

物件番号	土地の所在	地目	地積(m <sup>2</sup> )
2871	港北区新羽町2,375番の4	水道用地	450.88 (450)

地積欄は、地積測量図面積、( )内が登記記録上の面積

## (3) 最低売却価格

物件番号2871番 44,310,000円

## (4) 入札に付す条件

市有地公募売却事業一般競争入札売払募集要領（以下「募集要領」という。）による。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 横浜市の市有地一般競争入札売払への入札参加資格を停止されている者でないこと。
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条又は第7条に該当しない者であること。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がない者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主幹者その他の構成員又は当該構成員を含む団体に該当しない者であること。

## 3 募集要領の交付

## (1) 交付期間

令和7年10月3日から令和7年11月11日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時45分から午後5時まで）

（2）交付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課ほか

電話 045（671）2264

4 入札参加申込の受付

（1）受付期間

令和7年10月28日から令和7年11月11日まで

（2）受付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課

電話 045（671）2264

（3）受付方法

書留郵便又は横浜市電子申請・届出システムによること。

5 入札及び開札の日時及び場所

（1）入札

令和7年12月4日まで

書留郵便で必着

（宛先）中区本町6丁目50番地の10

横浜市財政局ファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課

（2）開札

令和7年12月9日

（所在）中区本町6丁目50番地の10

（会場名）横浜市役所会議室 みなと1、2、3

6 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、横浜市水道局が発行する納入通知書により期限までに横浜市水道局出納取扱金融機関又は横浜市水道局収納取扱金融機関に納付しなければならない。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

（1）第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

（2）募集要領における入札要領第8条に定める入札

8 契約書作成の要否

横浜市水道事業管理者が定める売買契約書による契約書の作成を要する。

---

交通局

---

横浜市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年9月30日

横浜市交通事業管理者  
交通局長 三村庄一

交通局規程第13号（令和7年9月30日掲示済）

横浜市交通局企業職員就業規程の一部を改正する規程

横浜市交通局企業職員就業規程（平成23年7月交通局規程第8号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第2項中「または」を「又は」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 乗務員（高速鉄道を運転する者（教習期間を含む。以下「地下鉄乗務員」という。）または、乗合自動車、貸切自動車及び特定自動車に乗務する運転手（教習期間を含む。以下「バス乗務員」という。）等の服務については、この規程に定めるもののほか、横浜市交通局自動車乗務員服務規程（平成19年10月交通局規程第21号）及び横浜市高速鉄道係員服務規程（平成20年4月交通局達第8号）に定めるところによる。

第21条第3項中「または」を「又は」に改める。

第28条を次のように改める。

第28条 削除

第46条第3項中「1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する」を「1日につき」に改める。

第46条の2第2項を次のように改める。

2 介護時間は、育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該日につき2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

第47条中「前条第2項ただし書き」を「第46条第2項ただし書き」に改める。

第51条第3項中「1日の勤務時間の一部」の次に「又は全部」を加える。

第51条の2を第51条の2の2とする。

第51条の次に次の1条を加える。

（3歳に満たない子を養育する職員に対する措置を講じる期間）

第51条の2 横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号）第5条の3第2項で定める期間は、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

第66条中「または」を「又は」に改める。

第74条中「、女子、未経験者」を削る。

#### 附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

---

正 誤

---

令和7年定期第207号98ページ下から3行目

「第3条第3項中「の適用を受ける」を「により授業料を徴収される」に、「入学の」を「当該入学の」に改め、同項ただし書を削る。」

は

「第3条第3項中「の適用を受ける」を「により授業料を徴収される」に、「入学の」を「当該入学の」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。」  
の誤り。